

## 真の分権型社会の実現を求める決議

我々はこれまで、基礎自治体が地域の総合的な行政主体としてその役割を一層果たせるよう、真の分権型社会の実現を求めてきた。これまで、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」第1次及び第2次一括法が成立するとともに、新第3次一括法案が国会に提出されるなど、国と地方との新たなパートナーシップの関係のもと、真の分権型社会の実現に向けた改革が進んでいることは一定評価するが、この改革をより確実なものとするため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 基礎自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しについては、これまでの数次にわたる一括法での対応にとどまることなく、住民に身近なサービスのより一層の向上を図るため、地方分権改革推進委員会の勧告を上回るさらなる権限移譲や、同勧告に沿った法令による義務付け・枠付けの廃止を原則としたさらなる見直しを行うこと。
2. 地方が担うべき分野については所要額全額を税源移譲すべきであり、その工程を明らかにすること。その前提のもと、税源移譲までの経過措置にかかる具体の制度設計にあたっては、国と地方の協議の場等で十分協議し、地方が必要とする総額の確保とともに、予算編成等に支障をきたすことのないよう、制度の概要を早期に明示すること。
3. 地方固有の財源である地方交付税については、福祉・医療・子育て等社会保障、教育などの経常的な行政サービスや道路・橋梁等の改修費用などの財政需要の増嵩を的確に地方財政計画に反映させ、必要な総額を確保すること。恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく対応すること。
4. 社会保障制度改革等、地方行財政や自治体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、国と地方の協議の場において十分協議を行うとともに、国と地方の協議の場を実効ある運営とするため、具体的な協議にあたっては、地方からの意見を的確に制度設計等に反映することができるよう、あらかじめ十分な時間的余裕を持って提案を行い、分科会等の積極的な活用を図ること。
5. 地方分権改革有識者会議においては、基礎自治体の意見を十分に踏まえ、着実に改革を推進させるための議論をもとに、基礎自治体を重視した真の分権型社会の実現に向けた具体的な道筋を示されること。

以上、決議する。

平成 25 年 5 月 15 日  
近 畿 市 長 会

## 生活保護制度の見直しに向けた決議

生活保護制度は、昭和 25 年の制度創設以来、抜本的な改革がなされないまま今日に至っており、制度疲労を起こしている。

生活保護世帯は依然増加傾向にあり、悪質な不正事案や貧困ビジネスも発生している。さらには、最低賃金や年金と生活保護法の定める給付水準との逆転現象は、国民の不公平感やモラルハザードを招いている。

こうした状況をこのまま放置すれば、自治体のみならず国全体が危機的な状況に陥るおそれがある。今こそ、生活保護制度が最後のセーフティネットとして、真に生活に困窮する方を確実にかつ適切に保護する、あるべき制度となるよう、抜本的な見直しが必要である。

近畿各市はこうした危機感のもと、平成 24 年 10 月 19 日の本会総会において、「生活保護制度の見直しに向けた決議」を採択する等、国に対し改革への早急な着手を強く求めてきたものである。

こうした地方自治体の要望等に対して国は、平成 25 年 3 月 11 日に開催された「社会・援護局関係主管課長会議」において生活保護制度の見直し（案）を示すなど、生活保護制度の見直しに向けた具体的な検討を行っている。

こうした国の動きについては評価する一方、生活保護制度の見直しについては、地方自治体の意見を十分に反映させた制度改正となるべきである。

よって、次のとおり特段の措置を講じるよう改めて強く要請する。

1. これまで近畿市長会が要望してきた生活保護制度の適正化に向けた取り組みに必要な法整備について確実に実施すること。
2. 生活保護制度の見直しは今回の改正に止まることなく、最後のセーフティネットとして持続可能な制度となるためにも、継続的に地方自治体の意見を聞き取り、必要に応じて法改正を実施すること。
3. 生活保護制度は憲法が保障するナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきものであることから、人件費を含む経費を全額国が負担すること。

以上、決議する。

平成 25 年 5 月 15 日  
近 畿 市 長 会

## 地方交付税と地方公務員給与の削減に関する決議

平成25年度の地方公務員給与については、去る3月29日に本年7月からの給与引下げを前提とした改正地方交付税法が成立したところである。

今回の措置は、東日本大震災に対処する必要性に鑑み、国家公務員の人件費の削減を行う等、極めて特異な状況下で行われたものとはいえ、地方固有の財源である地方交付税を地方公務員給与引下げの要請への手段として用いられたと受け止めざるを得ない。

そもそも地方公務員の給与は、公平・中立的な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき条例で自主的に決定すべきものであることに加え、地方が中長期的な行財政改革の中で行ってきたこれまでの人件費抑制への努力を考慮することなく、ラスパイレス指数の単年度比較のみで給与の引下げ要請が行われるようなことは、本来あってはならないものである。

我々としては、改正地方交付税法の成立を一つの契機として、今般の措置が東日本大震災を踏まえた例外的・時限的なものであることを確認するとともに、今後、地方公務員給与のあり方については、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方側との十分な協議を行うことを要請する。

以上、決議する。

平成25年5月15日  
近畿市長会